

森中内・相島東地区 地区計画概要

本地区では、市街化区域に編入するため、都市計画法に基づく地区計画を定める必要があります。「地区計画」とは、地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために定める計画で、地区の目標像を示す「地区計画の方針」と、道路の配置や建築物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」からなります。

■ 地区計画の方針

● 名称 久御山町森中内・相島東地区地区計画

● 面積 約 2.1 ha

● 地区計画の目標

本地区は、本町の北部に位置し、広域幹線道路である国道1号と京都第二外環状道路一般国道478号の結節点西側の交通条件に恵まれた地区にあります。本地区計画では、幹線道路沿道としての適切な土地利用を誘導し、周辺地域の環境と調和のとれた良好な市街地形成を図ります。

● 土地利用の方針

周辺地域の環境に配慮するとともに、地区内の用途の混在による環境の悪化を防止するため、風俗営業施設等の制限を行います。

■ 地区整備計画

● 地区施設の配置及び規模 区画道路 幅員6.5m 延長約55m^{*1}

● 建築物等に関する事項（規制する建物の用途）

風俗営業施設、カラオケボックス、畜舎。^{*2}

■ 計画図



*1 道路整備については、今後も一体的な整備事業を検討していく中で整理が必要ですが、まずは市街化区域に編入するために地区計画で位置づけます。

*2 工業地域は、基本的に特別工業地区により住宅、遊戯・風俗施設関係は不可能ですが、一部、規制を補完します。